

産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道釧路郡釧路町国誉2丁目5番地
氏名 株式会社山拾村上商店
代表取締役 村上 祐二



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事

高橋 はるみ



許可の年月日 平成30年 2月 8日
許可の有効年月日 平成32年 7月26日

1. 事業の範囲

- 破砕 (廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、繊維くず、廃油 (アスファルト防水に限る。)、がれき類)
- 減容固化 (廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、廃油 (アスファルト防水に限る。))
- 選別 (廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、繊維くず、がれき類、汚泥、廃油 (アスファルト防水に限る。))
- 破砕・圧縮 (廃プラスチック類。)
- 切断 (廃プラスチック類、金属くず、繊維くず。) 以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、廃油 (アスファルト防水に限る。)、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設

設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56

設置年月日 平成24年3月7日

処理能力

(廃プラスチック類)	4. 8 t/日 (13時間)	0.368 t/時間
(木くず)	4. 8 t/日 (13時間)	0.368 t/時間
(紙くず)	5. 1 t/日 (13時間)	0.392 t/時間
(繊維くず)	3. 7 t/日 (13時間)	0.287 t/時間
(廃油 (アスファルト防水に限る。))	5. 1 t/日 (13時間)	0.392 t/時間
(金属くず)	7. 7 t/日 (13時間)	0.592 t/時間
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)	7. 1 t/日 (13時間)	0.545 t/時間

施設の種類 木くず、繊維くずの破砕施設

設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56

設置年月日 平成24年4月2日

処理能力

(木くず)	36 t/日 (8時間)	4.5 t/時間
(繊維くず)	1.856 t/日 (8時間)	0.232 t/時間

許可年月日 平成24年3月28日

許可番号 釧環生第2959号

施設の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破砕施設

設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番1

設置年月日 平成28年1月20日

処理能力

(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)	3. 32 t/日 (8時間)	0.415 t/時間
(がれき類)	4. 22 t/日 (8時間)	0.527 t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、廃油 (アスファルト防水に限る。) の減容固化施設

設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56

設置年月日 平成24年3月7日

処理能力

(廃プラスチック類)	4. 2 t/日 (13時間)	0.326 t/時間
(木くず)	4. 2 t/日 (13時間)	0.326 t/時間
(紙くず)	4. 2 t/日 (13時間)	0.326 t/時間
(繊維くず)	4. 2 t/日 (13時間)	0.326 t/時間
(廃油 (アスファルト防水に限る。))	4. 2 t/日 (13時間)	0.326 t/時間

許可番号 第00120054879号
許可業者の名称 株式会社山拾村上商店

施設の種類 混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、廃油（アスファルト防水に限る。）、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥）の選別施設
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
設置年月日 平成29年2月23日
処理能力 (混合廃棄物) 144.0 t/日 (8時間) 18.0t/時間

施設の種類 廃プラスチック類の破碎・圧縮施設
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
設置年月日 平成24年3月7日
処理能力 (廃プラスチック類) 0.32 t/日 (8時間) 0.04 t/時間

施設の種類 廃プラスチック類の圧縮施設
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
設置年月日 平成24年6月1日
処理能力 (廃プラスチック類) 26.64 t/日 (8時間) 3.33 t/時間

施設の種類 廃プラスチック類の圧縮施設
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
設置年月日 平成24年12月1日
処理能力 (廃プラスチック類) 3.43 t/日 (8時間) 0.429 t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くずの切断施設
設置場所 釧路郡釧路町国誉2丁目5番地
設置年月日 平成12年12月10日
処理能力 (廃プラスチック類) 7.9 t/日 (8時間) 0.99 t/時間
(金属くず) 54.4 t/日 (8時間) 6.8 t/時間

施設の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設及び廃プラスチック類、繊維くずの切断施設
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
設置年月日 平成30年1月5日
処理能力 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)
(石膏ボード) 40.00 t/日 (8時間) 5.00 t/時間
(サイディング) 61.76 t/日 (8時間) 7.72 t/時間
(廃プラスチック類) 3.20 t/日 (8時間) 0.40 t/時間
(繊維くず) 8.32 t/日 (8時間) 1.04 t/時間

施設の種類 保管場所1
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 99.40㎡
種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃油（アスファルト防水に限る。）
保管上限 47.44㎡
高さ 1.25m

施設の種類 保管場所2
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 192.00㎡
種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃油（アスファルト防水に限る。）
保管上限 216.0㎡
高さ 3.0m

施設の種類 保管場所3
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 1,039.50㎡
種類 木くず
保管上限 2,225.34㎡
高さ 6.125m

施設の種類 保管場所4
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 45.0㎡
種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、廃油（アスファルト防水に限る。）
保管上限 22.92㎡

施設の種類 保管場所5①
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 20.47㎡
種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、廃油（アスファルト防水に限る。）
保管上限 10.23㎡

施設の種類 保管場所5②
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 14.49㎡
種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃油（アスファルト防水に限る。）
保管上限 38.09㎡

施設の種類 保管場所5③
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 14.49㎡
種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃油（アスファルト防水に限る。）
保管上限 38.09㎡

施設の種類 保管場所5④
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 9.74㎡
種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃油（アスファルト防水に限る。）
保管上限 25.61㎡

(第3面)
産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第00120054879号
許可業者の名称 株式会社山拾村上商店

施設の種類 保管場所5⑤
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 9.74㎡
種類 ・廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃油（アスファルト防水に限る。）
保管上限 25.61㎡

施設の種類 保管場所5⑥
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 26.10㎡
種類 ・廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃油（アスファルト防水に限る。）
保管上限 17.40㎡

施設の種類 保管場所5⑦
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 26.80㎡
種類 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
保管上限 70.42㎡

施設の種類 保管場所5⑧
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 14.12㎡
種類 ・がれき類
保管上限 7.10㎡

施設の種類 保管場所5⑨
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 8.40㎡
種類 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
保管上限 8.19㎡

施設の種類 保管場所6
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 4.6㎡
種類 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
保管上限 2.43㎡
高さ 0.7m

施設の種類 保管場所7
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 35.0㎡
種類 ・廃プラスチック類
保管上限 126.0㎡

施設の種類 保管場所8
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 5.28㎡
種類 ・廃プラスチック類
保管上限 5.0㎡

施設の種類 保管場所9
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 5.28㎡
種類 ・木くず、紙くず、繊維くず、廃油（アスファルト防水に限る。）
保管上限 5.0㎡

施設の種類 保管場所10
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 18.15㎡
種類 ・金属くず
保管上限 22.57㎡
高さ 1.90m

施設の種類 保管場所11
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 36.30㎡
種類 ・廃プラスチック類、木くず、金属くず
保管上限 45.14㎡
高さ 1.90m

施設の種類 保管場所12
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 3.24㎡
種類 ・廃プラスチック類
保管上限 4.21㎡
高さ 1.30m

施設の種類 保管場所13
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 1.62㎡
種類 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず
保管上限 1.13㎡
高さ 0.70m

施設の種類 保管場所14
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番54、56
面積 258.40㎡
種類 ・廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃油（アスファルト防水に限る。）
保管上限 344.63㎡
高さ 3.80m

施設の種類 保管場所15
設置場所 釧路郡釧路町国誉2丁目5番地
面積 12.0㎡（金属くず）
4.0㎡（廃プラスチック類）
種類 ・金属くず
保管上限 3.38㎡
高さ 0.75m
・廃プラスチック類
保管上限 0.46㎡
高さ 0.25m

(第4面)
産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第00120054879号
許可業者の名称 株式会社山拾村上商店

施設の種類の種類 保管場所 16①
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番1
面積 63.84㎡
種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃油（アスファルト防水に限る。）
保管上限 72.96㎡
高さ 1.6m

施設の種類の種類 保管場所 16②
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番1
面積 28.0㎡
種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
保管上限 32.0㎡
高さ 1.6m

施設の種類の種類 保管場所 16③
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番1
面積 47.04㎡
種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
保管上限 53.76㎡
高さ 1.6m

施設の種類の種類 保管場所 16④
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番1
面積 28.0㎡
種類 廃プラスチック類、木くず、金属くず
保管上限 32.0㎡
高さ 1.6m

施設の種類の種類 保管場所 17
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番1
面積 1,332㎡
種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃油（アスファルト防水に限る。）
保管上限 4,050㎡
高さ 9.0m

施設の種類の種類 保管場所 18
設置場所 釧路市鳥取南5丁目11番1
面積 1,422.32㎡
種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
保管上限 3,421.34㎡
高さ 8.0m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年12月13日	変更許可（圧縮（紙くず）の追加。）
平成15年7月27日	許可の更新
平成16年7月20日	変更許可（圧縮（廃プラスチック類、繊維くず、金属くず）の追加。）
平成17年11月24日	事業の一部廃止届出（破碎・切断（ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を削除し、破碎・切断を破碎とする。）
平成20年8月6日	更新時変更許可（破碎（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の追加及び圧縮（（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず）の削除。）
平成21年2月26日	変更許可（破碎（紙くず、繊維くず）の追加。）
平成24年5月12日	変更許可（破碎（廃油（アスファルト防水に限る。））の追加、減容固化（廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、廃油（アスファルト防水に限る。））の追加、選別（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、繊維くず、がれき類、汚泥、廃油（アスファルト防水に限る。））の追加、破碎・圧縮（廃プラスチック類）の追加、切断（金属くず、廃プラスチック類）の追加。）
平成25年7月27日	許可の更新
平成28年2月12日	変更許可（破碎（がれき類）の追加。）
平成30年2月8日	変更許可（事業範囲における切断の品目に（繊維くず）の追加。事業の用に供する施設の内、混合廃棄物の選別施設における品目に（汚泥）の追加。）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有(無)